

「ほのぼの」シリーズ
 基幹業務システム（給与管理システム）
 システム担当者 様



システム開発本部 開発第2部 部長 塚本 直彦

通勤手当の非課税限度額の引き上げについて

拝啓 平素は弊社の「ほのぼの」シリーズ 給与管理システムをご愛顧賜りまして誠にありがとうございます。

早速となりますが、通勤手当の非課税限度額を引き上げる改正が令和7年11月20日に施行されましたので、その内容と今後の対応につきまして下記の通りご案内いたします。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、何卒ご一読くださいますようお願い申し上げます。

敬具

—記—

■ 改定内容

令和7年11月20日に通勤手当の非課税限度額が下表のとおり改定されました。こちらは令和7年4月1日以後に支払われる通勤手当について適用されます。

区分	非課税限度額（円）		
	改正後（令和7年4月1以後適用）	改正前	
① 交通機関又は有料道路を利用	150,000	同左	
② 自動車や自転車などの交通用具を使用	片道 55km 以上	38,700	31,600
	片道 45km 以上 55km 未満	32,300	28,000
	片道 35km 以上 45km 未満	25,900	24,400
	片道 25km 以上 35km 未満	19,700	18,700
	片道 15km 以上 25km 未満	13,500	12,900
	片道 10km 以上 15km 未満	7,300	7,100
	片道 2km 以上 10km 未満	4,200	同左
	片道 2km 未満	(全額課税)	同左
③ 通勤用定期乗車券（交通機関）	150,000	同左	
④ 交通機関と交通用具を併用	150,000	同左	

■ 「ほのぼの」給与管理システム ver. 4 における対応方法

通勤手当の非課税限度額の登録方法をご案内します。

The screenshot shows the 'Masuta' registration screen with the following steps highlighted:

- ① ツールバーの【マスタ登録】をクリックします。
- ② マスタ選択欄より【料率】をクリックします。
- ③ 【通勤非課税額】をクリックします。
※通勤非課税額登録画面が表示されます。

The screen displays a table for '通勤非課税額' with columns for '適用年月' (Application Date) and '備考' (Remarks). The current entry is for 'H28/1 ~ H26/4' with the remark '交通機関・有料道路の非課税額改正'.

新規 [F1] 削除 [F3] 印刷 [F4] **更新 [F6]** 行挿入 [F7] 行追加 [F8] 行削除 [F9]

コード 280 名称 通勤非課税額

適用年月 R 7/ 4 ~ 備考

H23/ ~ R 7/ 3

④ F1 [新規] ボタンをクリックします。
 新たに行が追加されますので、適用年月に「R 7/ 4」と登録します。必要に応じて、備考を登録します。

番号	通勤距離(単位:km)		非課税	コメント
	以上	未満		
1			150,000	交通機関・有料道路を使用
2		2	0	通勤距離が2km未満
3	2	10	4,200	通勤距離が2km~10km未満
4	10	15	7,300	通勤距離が10km~15km未満
5	15	25	13,500	通勤距離が15km~25km未満
6	25	35	19,700	通勤距離が25km~35km未満
7	35	45	25,900	通勤距離が35km~45km未満
8	45	55	32,300	通勤距離が45km~55km未満
9	55	999,999	38,700	通勤距離が55km以上

⑤ 上図のとおり率を登録しましたら、F6 [更新] ボタンをクリックし変更内容を更新します。

上記の作業が完了しましたら、以降の給与処理では改定後の非課税限度額が適用されます。

■ これまで支払われた通勤手当について

令和7年4月1日から現在までに既に支払いが完了している通勤手当の課税額と、改正後の通勤非課税限度額で計算した課税額に差異がある場合には年末調整にて調整していただく必要がございます。

年末調整における通勤手当の遡及計算に対応した修正プログラムを以下のとおりご提供予定です。

- ・NDS ダウンローダーをご利用のお客様

NDS ダウンローダー：2025年11月27日(木) 16時に配信を予定しております。

- ・オンラインプラットフォームをご利用のお客様

基幹業務システム 2025年11月版に対する修正プログラムをメンテナンスにて適用いたします。

メンテナンス実施：2025年11月27日(木) ※メンテナンス時間につきましては改めてご連絡いたします。

前述の条件に該当する場合には、修正プログラム導入後にご対応をお願いいたします。

なお、通勤手当の遡及計算に関するシステムの操作方法につきましては、修正プログラム提供日と同日にご案内する予定となっておりますのでそちらをご確認ください。

■ 修正プログラム（2025/11/27 予定）導入前の注意事項

1. 基幹業務システム 2025年11月版の導入について

修正プログラムを導入する前に、基幹業務システム 2025年11月版を導入頂く必要がございます。

2. 年末調整計算に関して

修正プログラムの導入前に、年末調整計算画面にて年末調整業務を実施しておくことは可能です。通勤手当の遡及計算が必要な方についてのみ、修正プログラム導入後に同画面にて対応が必要となります。

※システムの操作方法等、詳細につきましては修正プログラム提供日と同日にご案内予定

3. 源泉徴収票の作成に関して（提出用 光ディスク等の作成を含む）

改正により支払金額の算出方法に一部変更がございます。

源泉徴収票（提出用 光ディスク等を含む）は、修正プログラム導入後に作成ください。

【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。

以上